【中国】 立法法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

*2015年3月15日、法に基づく国家統治の確立を目指す中国は、合理的な法体系の整備 と立法の質の向上を目的として、立法活動の基本法である立法法を改正した。

1 背景と経緯

中華人民共和国立法法は、国の立法活動について定める基本法である。2000 年 3 月 15 日に公布され、同 7 月 1 日に施行された同法は、全 94 か条から成り、法律、行政法規を始めとする中国の法体系と立法権限等について具体的に規定している。近年、法に基づく国家統治の確立を国の目標に掲げ体系的な法整備の実現を目指している中国において、立法活動の法的基盤として立法法の重要性はますます高まっている。

一方、同法制定後、経済発展に伴い社会の変化が一段と進行する中で、社会実態に即した実効性のある法体系の整備、立法手続の合理化と効率化、地方の立法権限の拡大などが新たな課題となってきていた。それらの課題を解決するためには、立法法を早期に改正する必要があった。

2014年8月、立法法改正案は第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議に初めて提出され、第1回審議の後、意見公募が行われた。それを踏まえ修正された改正案は、同年12月の同第12回会議で再度審議された後、再び意見公募が行われた。さらなる修正等を経て、国の基本法と位置付けられる立法法の改正案は、憲法第62条の規定に基づき、2015年3月8日、第12期全国人民代表大会第3回会議に提出された。改正案は審議後、3月15日に可決され、同日公布・施行された(注1)。

今回、全 94 か条のうち 35 か条が改正の対象となり、また新たに 11 か条が加わって、改正法は全 105 か条となった (注 2)。

2 改正立法法の構成と主な内容

改正法の構成と改正により加えられた主な内容は、次のとおりである。

(1) 構成

第1章:総則(第1条~第6条)、第2章:法律[第1節:立法権限(第7条~第13条)、 第2節:全国人民代表大会の立法手続(第14条~第25条)、第3節:全国人民代表大会常 務委員会の立法手続(第26条~第44条)、第4節:法律解釈(第45条~第50条)、第5 節:その他の規定(第51条~第64条)]、第3章:行政法規(第65条~第71条)、第4 章:地方性法規、自治条例及び単行条例並びに規則[第1節:地方性法規、自治条例及び 単行条例(第72条~第79条)、第2節:規則(第80条~第86条)]、第5章:適用及び届 出審査(第87条~第102条)、第6章:附則(第103条~第105条)。

(2) 基本原則

総則においては、立法目的に「立法の質の向上」が加えられ、法の規定は明確かつ具体

的で、的を絞り執行可能なものでなければならないと定められた。

(3) 他機関への授権の厳格化

授権の決定に際しては、授権の目的、事項、範囲及び期限等を明確にしなければならず、 授権の期限は原則として 5 年を超えてはならないとした。被授権機関は授権期間満了の 6 か月前までに、授権機関に対し当該授権事項の実施状況を報告しなければならないことも 規定された。

(4) 地方立法権の拡大

中国には現在、区設市(区が設置されている比較的規模の大きい市)が284あるが、改正前の立法法の規定により立法権を有する市は49のみであった(省・自治区・直轄市人民政府が置かれた市27、経済特区の置かれた市4、国務院が認可した比較的大きな市18)。

改正後は、全ての区設市に立法権が与えられたほか、区設市は都市計画とその管理、環境保護、歴史文化保護に係る事項について立法権を有することが明記された。

(5) 法律に基づく税制の整備

中国の現行の 18 種類の税目のうち、全国人民代表大会の立法によるものは 3 種類のみであり、その他は国務院の定める「暫定条例」等により決定されている。税制に関する立法について、改正前の立法法の規定では、法律を制定すべき事項の1つとして「基本経済制度並びに財政、税収、税関、金融及び貿易の基本制度」という1項があるだけであった。

改正法では、「税目の設置、税率の確定及び徴税管理等の税制の基本制度」という 1 項が、法律を制定すべき事項として新たに加えられた。これにより、税制に関して法律の制定が必要であることが明確化された。

(6) 部門規則及び地方政府規則の権限の範囲の明確化

改正法では、部門規則及び地方政府規則においては、法律、行政法規、地方性法規(地 方が制定する法規)等の上位法の根拠がない限り、国民の権利の縮小又は義務の拡大をも たらすような規則を定めたり、当該部門等の権限の増加又は法で定められた業務の削減を 行ったりしてはならないことが明記された。

(7) 司法解釈に対する規制

中国では、最高人民法院等が法律条文の意味や法律の適用について定めた司法解釈が法 的効力を有する。改正法では、司法解釈は法律の規定を越えるものであってはならないと いう考え方が明確に盛り込まれた。最高人民法院及び最高人民検察院が行う具体的な法律 の解釈は、具体的な条文に対するものであり、かつ、その立法の目的、原則及び本来の意 図に合致したものでなければならないとしている。

注 (インターネット情報は 2015 年 4 月 15 日現在である。)

- (1) 「全国人民代表大会关于修改《中华人民共和国立法法》的决定」国务院法制办公室 http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201503/20150300398727.shtml
- (2) 「中华人民共和国立法法」同上 http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201503/20150300398750.

 shtml>